

## 第 2 回伊方町・瀬戸町合併協議会会議録

招 集 年 月 日	平成 1 5 年 2 月 1 4 日 ( 金 )				
招 集 の 場 所	瀬戸町民センター 2 階会議室				
開会日時及び宣告	平成 1 5 年 2 月 1 4 日 午後 2 時 0 0 分	議 長	井上 善一		
閉会日時及び宣告	平成 1 5 年 2 月 1 4 日 午後 2 時 5 0 分				
会議録署名委員	山 口 和 哉	山 本 眞 平			
会 長	井 上 善 一				
委 員	委 員 氏 名	出欠等	委 員 氏 名	出欠等	
	副会長 中 元 清 吉		委 員 久 世 隆 博		
	委 員 得 能 鶴 利		委 員 上 田 實	×	
	委 員 上 野 守		委 員 阿 部 道 忠		
	委 員 大 星 政 人		委 員 二 宮 英 喜		
	委 員 廣 瀬 秀 晴		委 員 阿 部 好 晴		
	委 員 田 中 康 司		委 員 山 本 眞 平		
	委 員 山 口 和 哉		委 員 宮 下 寛		
	委 員 篠 川 晴 子		委 員 井 戸 本 昭 夫		
	委 員 大 森 次 郎		委 員 石 崎 照 夫		
	委 員 樋 田 剛		委 員 福 島 朝 行		
	委 員 小 林 栄 喜		委 員 井 上 喜 代 男		
	委 員 木 下 清	×	委 員 河 野 ヤヨイ		
	委 員 古 田 宇 佐 彦		委 員 藤 村 泰 昭		
	委 員 二 宮 定 正		委 員 宮 本 敏 光		
	委 員 藤 井 順 子		委 員 谷 口 利 治		
	委 員 田 縁 柳 太 郎		委 員 佐 々 木 喜 美 香		
	委 員 中 藤 勇				
	委 員 栗 上 岳 久				
	顧 問	顧 問 高 門 清 彦			
幹 事 会	幹 事 長 畑 中 芳 久		副 幹 事 長 清 水 博 義		
	幹 事 菊 池 和 彦		幹 事 森 口 又 兵 衛		
	幹 事 濱 口 市 作		幹 事 近 田 三 郎		
監 査 委 員	監 査 委 員 梶 田 信 夫		監 査 委 員 中 西 正 利		
合併協議会事務局	事務局長 増 田 愛 明				
	総務班長 山 本 桂 二		調整班長 坂 本 明 仁		
	計画班長 三 好 要		班長補佐 河 上 芳 輝		
	庶 務 明 神 千 登 勢				
会 議 次 第	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				
傍 聴 人 の 数	2 人				

## 会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会長（瀬戸町長）あいさつ
- 3 . 会議録署名人の指名について
- 4 . 議事

### 協議

#### （新規協議）

- 協議第15号 地域審議会の取扱いについて
- 協議第16号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第17号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第18号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第19号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第20号 町字名の取扱いについて
- 協議第21号 慣行の取扱いについて

### その他

- 平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び会計決算について
- 第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程について

- 5 . 副会長（伊方町長）あいさつ
- 6 . 閉 会

<p>協議会事務局長</p>	<p>皆様、大変お待たせをいたしました。一同御起立ください。礼。御着席ください。</p> <p>本日は大変お忙しい中、御参集賜りまして、まことにありがとうございました。</p> <p>本日の会議は、規約第10条の規定によりまして、出席者が過半数に達しておりますのでこの会議は成立いたしました。</p> <p>ただ今から伊方町・瀬戸町合併協議会第2回会議を開催いたします。</p> <p>本日の会議は皆様のお手元の次第に沿って進行させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、井上会長のごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>井上会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>暦の上では春ということで立春も過ぎましたけれども、なかなか今一つ暖かくならずにまだまだ寒い朝晩が続いておりますけれども、そういう中、本日は法定協議会に移行いたしまして第2回目の会議ということで、委員の皆様方におかれましては大変公私ともお忙しい中、御出席をいただき、こうして開催できますことをまず心より厚くお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>このお手元の資料にもありますように、それぞれの協議項目を提案して、それぞれ小委員会を中心に御協議いただくという運びとなっております。</p> <p>そういう中で、1つだけお願いといいますが、せっかくの機会でございますのでごあいさつをさせていただきたいと思うのですが、御存じのように今年のNHKの大河ドラマは「武蔵」がテーマになっております。岡山県の出身で、今はまだ新免武蔵という名前でテレビでは出ておりますけれども、二刀流を生み出して、生涯六十数回の果たし合いをして一度も負けたことがないというようなことも言われておりますし、剣豪武蔵と言われますけれども、水墨画であるとか書であるとか、そういうものも随分才能があったようでございます。そして、武蔵がこんなことを言っております。「居つくは死の手なり、居つかざるは生の手なり」。「居つく」というのは、いわゆる固定するとか、定まるかといいますが、つかまる、そういう「居つく」。そのことは、</p>

協議会事務局長	<p>試合をすれば「死の手なり」ということですから負けるというよ うな意味合いだと思うんですけども、反対の「居つかざる」は 「生の手なり」、勝つ、生き延びるとい、そういうことだと思 います。我々もこの合併協議を進めていく上で、いろいろな情報 の変化、情勢の変化といいますが、あるいは環境の変化といいま すか、時代の流れの中で常に柔軟な発想、やわらか頭で対処する ということが、いわゆる武蔵の言う「居つかざるは生の手な り」、そういうことにつながるのではないかと私は思います。</p> <p>これからそれぞれ実質的な審議、協議というのは小委員会でな されるわけでありましてけれども、そういうやわらか頭、柔軟な発 想でもって協議を進めていただければ、大変ありがたいなとい うことをお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。ど うも今日は御苦労でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p> <p>これより議事進行は、規約第10条の規定によりまして井上会 長に進めていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
井上会長	<p>お手元の資料に基づきまして、順次会議を進行させていただきます。</p> <p>最初に、会議録署名人の指名についてお諮りをいたします。 私の方で指名させていただいてよろしゅうございましょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>では、本日の会議録署名人に伊方町の山口和哉委員と瀬戸町の 山本眞平委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>協議事項がそれぞれ第15号から第21号までございます。</p> <p>最初に、協議第15号地域審議会の取扱いについてを議題とい たします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
計画班長	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは、お手元の資料1ページをお開きください。</p> <p>協議第15号地域審議会の取扱いについて。</p> <p>地域審議会の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年2月14日提出。</p>

伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。

次の1 - 1ページをお開きください。

基本方針といたしまして、地域審議会の取扱いにつきまして  
は、企画小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案  
内容です。

留意事項の欄を説明いたします。

地域審議会は、合併特例法第5条の4第1項の規定によりまし  
て、旧町村の区域ごとに新町が処理する該当区域に係る事務に関  
し、新町長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につ  
いて意見を述べることができると規定されております。

御存じのとおり、設置の目的ですけれども、市町村合併に伴い  
住民の意見が施策に反映されにくくなることに対しまして、それ  
ぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法と  
して、地域審議会制度が設けられたものです。

合併協議会では、審議会の設置の有無及び構成員の定数、任期  
等を協議する必要があります。なお、審議会の設置並びに組織及  
び運営に関する協議につきましては、議会の議決が必要となりま  
す。

内容としましては、中ほどにありますけれども、1番目に新町  
長の諮問に対する審議として6項目、2番目に新町長に対する意  
見として5項目が挙げられます。なお、審議会とは、地方自治法  
第138条の4第3項の附属機関となります。

次に、中ほどの先進地の例について説明をいたします。

県内の4協議会に地域審議会が設置をされております。新居浜  
市・別子山村合併協議会では別子山村に、宇摩合併協議会は土居  
町・新宮村に設置しております。また、南宇和及び東宇和・三瓶  
町合併協議会におきましては、全町村に設置をされてございま  
す。

備考の欄には、根拠法令として合併特例法を明記しておりま  
す。

最後に、具体項目、一番下の欄になりますけれども、既存組織  
としまして、伊方町では市町村合併検討懇話会、瀬戸町では合併  
によるまちづくり50人委員会が設置されております。

今後の協議といたしまして、審議会の設置の有無及び構成員の

井上会長	<p>定数、任期等の協議、既存組織との関わりについてが必要になるかと思います。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がありましたが、本件につきまして御質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ないようでございます。</p> <p>それでは、確認をさせていただきます。</p> <p>協議第15号審議会の取扱いについてにつきましては、企画小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案であります。これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本件は企画小委員会に付託させていただくことといたします。</p> <p>次に、協議第16号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。</p>
総務班長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>協議第16号一部事務組合等の取扱いについて。</p> <p>一部事務組合等の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年2月14日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。</p> <p>2 - 1ページをお開きください。</p> <p>一部事務組合等の取扱いについては、基本調整方針といたしまして、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議するものとしての提案でございます。</p> <p>検討に当たっての留意事項でございますが、一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手續や規約変更の手續が必要となります。</p> <p>新設合併の場合は、構成市町村の法人格が消滅いたしますので、組合等の脱退、加入等の手續が必要となります。</p> <p>協議を要する組合等でございますが、ここに掲げてございます</p>

	<p>一部事務組合、2番目、協議会、3番目といたしまして機関等の共同処理及び事務の委託、4番目に公社、第三セクター等の協議の必要になるかと思ひます。</p> <p>まず、一部事務組合でございますが、一部事務組合につきましては、法律の規定によりまして、県や市町村がその事務の一部を共同処理するために規約を定めまして、自治大臣や県知事の許可を得て設置できる地方公共団体の組合でありまして、現在、し尿処理場でありますとか消防、特別養護老人ホームなどの事業を処理する目的で設置されております。各それぞれの組合には、構成市町村が共同で実施しているため、合併の前日をもって脱退したり、新町で合併の日をもって加入したり、規約の変更などの必要になるかと思ひます。これら構成市町村の議会の議決も必要となるものでございます。</p> <p>続きまして、公社、第三セクター、財団法人等でございますが、これにつきましては出資者または株主である地位は合併市町村に引き継がれますが、出資者等の名義や定款の変更が生じる場合がございます。各それぞれの法律により必要となります。</p> <p>以上のようなことから、合併時に組合等に脱退または加入するか、存続させるか、出資金は新町に引き継ぐが管理運営はどのようにするかを協議する必要がありますので、今後小委員会で審議し、協議会で協議することの御提案でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
井 上 会 長	<p>以上、事務局より一部事務組合等の取扱いについての説明があったわけでありましてけれども、本件について御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>特にないようでございますので、確認をさせていただきます。</p> <p>協議第16号一部事務組合等の取扱いについてにつきましては、行政組織小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案であります。これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井 上 会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、御確認をいただきましたので、本件は行政組織小委</p>

<p>調 整 班 長</p>	<p>員会に付託させていただきます。</p> <p>では次に、協議第17号補助金、交付金等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>失礼します。資料は3ページをお願いいたします。</p> <p>協議第17号補助金、交付金等の取扱いについて。 補助金、交付金等の取扱いについて提出する。 平成15年2月14日提出。 伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。 次のページをお願いいたします。</p> <p>基本調整方針の欄にありますように、補助金、交付金等の取扱いについては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。</p> <p>留意事項の欄をごらんください。</p> <p>補助金につきましては、地方自治法第232条の2の定めによりまして、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができると定められており、公益上必要かどうかの認定に当たりましては、客観的に必要であると認められなければならないものとされています。</p> <p>また、交付金につきましては、法令または条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合においては、当該事務の報償として一方的に交付するものをいいます。</p> <p>資料中列に先進事例を掲げておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>今後、総務小委員会にて具体的な審議をお願いするものでありますが、現在、伊方町・瀬戸町両町では、各種団体等に対してそれぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政支援を行っています。今後の審議の中では、従来行ってきた補助制度の内容把握を行った上で、これから建設していく新町の振興にどのように役立っていくのか、さらには新町の財政状況等の見通しも考慮した上で、補助の条件や調整の方法等について御審議いただきたいと提案するものであります。</p> <p>以上です。</p>
----------------	--

井上会長	<p>以上、事務局より説明がありましたが、皆様の方で何か御質疑はございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第17号補助金、交付金等の取扱いについてにつきましては、総務小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案、これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本件は総務小委員会に付託させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第18号公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
調整班長	<p>資料は4ページをお願いいたします。</p> <p>協議第18号公共的団体等の取扱いについて。</p> <p>公共的団体等の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年2月14日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>基本調整方針の欄にありますように、公共的団体等の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。</p> <p>留意事項の欄をごらんください。</p> <p>「合併協議会の運営の手引」に記載されている内容を掲載いたしておりますが、ポイントの一つといたしまして、上から5行目にありますように、市町村合併に際して公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため統合整理を図るように努めなければならないと努力義務が定められております。</p> <p>なお、「公共的団体等」とは公共的活動を営むすべての団体をいい、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。</p> <p>また、下から5行目にありますが、普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため指揮監督することができるかとされていますので、できるだけ統合がなされるよ</p>

井上会長	<p>う協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があるとされております。</p> <p>今後、住民小委員会におきまして、具体的な調整方針等について御審議いただきたいと提案するものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明があったわけでありましたが、本件について御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ないようであります。</p> <p>それでは、確認させていただきます。</p> <p>協議第18号公共的団体等の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案に御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>ありがとうございます。異議なしということでございます。</p> <p>御確認いただきましたので、本件は住民小委員会に付託させていただくことといたします。ありがとうございます。</p> <p>次に、協議第19号行政連絡機構の取扱いについてを議題といたします。</p>
調整班長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>資料は5ページをお願いいたします。</p> <p>協議第19号行政連絡機構の取扱いについて。</p> <p>行政連絡機構の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年2月14日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>基本調整方針の欄にありますように、行政連絡機構の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。</p> <p>留意事項の欄をごらんください。</p> <p>「市町村合併ハンドブック」に記載されている内容を抜粋いたしておりますが、市町村の行政連絡機構いわゆる自治会、町内会、行政区などは、地域コミュニティーの歴史に根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。合</p>

井上会長	<p>併関係市町村における行政連絡機構の状況を把握し、合併市町村において不均衡等が生じないように十分な調整を図る必要があります。</p> <p>伊方町・瀬戸町では、それぞれ行政区を定め、区長会等を通じて各地区の意見要望の取りまとめや地域行事の実施、また行政事務にかかわる連絡調整の御協力をいただいております。地域住民の生活の中に果たす役割は非常に重要なものがございます。また、伊方町では、町政モニターとして委員を委嘱し、町民の意見を町政に反映させる制度がございます。</p> <p>合併後に不均衡を生じないように、今後住民小委員会におきましてこれらの状況把握を行った上で、調整方針等についての御審議をいただきたいと提案するものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がございました。本件につきまして御質疑はありませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特に質疑はないようですので、それでは確認をさせていただきます。</p> <p>協議第19号行政連絡機構の取扱いについてにつきましては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案に御異議ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、御確認いただきましたので、本件は住民小委員会に付託させていただくことになりました。ありがとうございました。</p> <p>では次に、協議第20号町字名の取扱いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
班長補佐	<p>失礼いたします。資料は6ページをお開きください。</p> <p>協議第20号町字名の取扱いについて。</p> <p>町字名の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年2月14日提出。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。</p>

井上会長	<p>次のページをお願いいたします。</p> <p>基本調整方針の欄にありますように、町字名の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。</p> <p>留意事項の欄をごらんください。</p> <p>町村合併の際に、町村の区域の設定もしくは廃止、または町村の区域もしくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、町村長が当該町村議会の議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出ることが必要である。</p> <p>町の字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ住民にとっても愛着が深い場合があることから、合併しても従来どおり存続させるケースが多く見られるようです。</p> <p>伊方町・瀬戸町の合併では、合併後新たな町として発足することから、新町名の下に位置づけされる字名の取扱いについて住民小委員会で御審議いただきたいと提案するものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がございました。本件について御質疑ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、確認をさせていただきます。</p> <p>協議第20号町字名の取扱いについてにつきましては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案、これに御異議ございませんか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>御確認いただきましたので、本件は住民小委員会に付託させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では次に、協議第21号慣行の取扱いについてを議題といたします。</p>
班長補佐	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>資料は7ページをお開きください。</p> <p>協議第21号慣行の取扱いについて。</p> <p>慣行の取扱いについて提出する。</p> <p>平成15年2月14日提出。</p>

井上会長	<p>伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>基本調整方針の欄にありますように、慣行の取扱いについては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するという提案内容でございます。</p> <p>具体的には、町章、町の花、木、魚やキャッチフレーズ、さらには町民憲章、表彰制度、主な伝統行事などについて、新町にふさわしいものとしていく必要がありますので、今後住民小委員会で御審議いただきたいと提案するものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>以上、事務局より説明がありました慣行の取扱いにつきまして、御質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>特にないようでございますので、確認させていただきます。</p> <p>協議第21号慣行の取扱いについてにつきましては、住民小委員会に付託・検討し、協議会で協議するとの事務局案であります</p> <p>が、これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
井上会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、本件は住民小委員会に付託させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>以上、協議を終了いたします。</p> <p>本日、新規協議7件につきましては、早速それぞれの小委員会に付託させていただくことになりました。小委員会におきましては、委員長さんを中心に委員の皆様方の積極的な御意見を賜り、活発で迅速なる御審議をお願いをする次第でございます。</p> <p>では次に、その他に入ります。</p> <p>その他で、平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び会計決算についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。8ページをお開きください。</p> <p>その他、1番でございます。平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び会計決算について。</p> <p>平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会の事業報告及び会計決</p>

算を次のとおり報告する。

平成15年2月14日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。

次の8 - 1ページをお開きください。

事業報告についてでございます。この事業報告につきましては、12月の第4回任意協議会で御報告を申し上げておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

平成14年9月6日、任意合併協議会を設置いたしまして、12月31日の解散までの事業内容についての報告でございます。合併協議会の開催についてでございますが、合併協議会は4回開催しております。協議項目を小委員会に付託または確認したものを合わせまして、14項目の審議を実施いたしております。

次に8 - 2ページをお開きください。小委員会、幹事会、専門部会の開催状況を載せてございます。

次の8 - 3ページでございますが、協議会委員の皆さんを対象といたしまして、伊方町・瀬戸町の公共施設など各町の現状視察をしてございます。また、行財政の現況調査といたしまして、事務事業一元化のための作業を開始いたしております。協定項目の協議完了目標を本年の12月25日までとすることなどについて御確認をいただきました。さらに、協議会の協議状況や合併関係情報などの情報提供として、協議会だよりを3回発行いたしております。その他といたしまして、合併重点支援地域指定の要望を行いまして、平成14年11月14日、指定を受けてございます。平成14年12月20日、伊方町・瀬戸町の町議会におきまして、合併に向けて本格的な協議を実施するため、法律に基づきまして、伊方町・瀬戸町合併協議会設置について本年1月1日から施行することに承認をいただきました。

なお、同月24日、両町の町議会議長さん立ち会いのもと、両町長が規約に関する協議書に調印をいたしました。

以上、事業報告でございます。

次に、協議会会計決算についてでございます。

8 - 5ページをお開きください。

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算書。

平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計歳入歳出決算を別

添のとおり報告する。

平成15年2月14日提出。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長井上善一。

8 - 6ページをお願いいたします。当初の予算が、各町500万円の均等負担で1,000万円の歳入歳出予算で実施することといたしてございました。12月31日をもって任意合併協議会を解散したため、4カ月分の事業費として歳入歳出253万5,745円の決算となっております。

次に8 - 7ページでございます。各町の負担でございますが、伊方町が126万7,873円、瀬戸町が126万7,872円となっております。

次に、歳出の内容でございますが、次の8 - 8ページをお願いいたします。

会議費の決算額79万1,169円でございます。協議会委員、監査委員さんの報酬並びに協議会の会議の湯茶代等でございます。

次に、事務費でございますが、165万6,376円の決算となっております。内容でございますが、職員手当、共済費、賃金につきましては職員の人件費でございます。なお、旅費でございますが、2万9,600円の決算額となっております。これにつきましては、合併関係事務の打ち合わせ等の職員旅費でございます。需用費でございますが、43万333円の決算額でございますが、消耗品といたしまして会議用のパネル、会議資料の用紙代等でございます。印刷製本費につきましては、会議資料のコピー代でございます。役務費でございますが、2万880円の決算額でございます。通信運搬費といたしまして会議開催等に伴います郵便代でございます。委託料でございますが、21万1,575円の決算額でございますが、これにつきましては会議録の作成委託経費でございます。使用料及び賃借料でございますが、3万7,804円の決算額でございますが、庁用自動車等の借上料でございます。備品購入費の決算額17万4,444円でございますが、会議用のテープレコーダー、カメラ、それから協議会の印鑑等の事務用備品でございます。

次のページをお願いいたします。

<p>井 上 会 長</p>	<p>事業費の事業推進費でございますが、8万8,200円の決算額となっております。これにつきましては協議会だより、3回発行してございますが、その協議会だよりの印刷製本費でございます。</p> <p>予備費の支出はございません。</p> <p>8 - 10ページをお願いいたします。一部御訂正をお願いしたらと思います。表の欄の下の「本決算は審査の結果、適性なものと認める」の「性」がミスプリントになっておりますので、「正しい」という字に御訂正をお願いしたらと思います。</p> <p>説明につきましては以上でございます。</p> <p>それでは、会計決算等につきましては監査をしていただいておりますので、中西監査委員より監査報告をお願いします。</p>
<p>中西監査委員</p>	<p>伊方町・瀬戸町合併協議会の会計決算につきましての監査報告を行います。</p> <p>平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計決算審査報告。</p> <p>伊方町・瀬戸町合併協議会規約第16条の規定により、平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計決算について、平成15年1月31日午後3時より伊方町役場3階の会議室において、梶田監査委員とともに、関係帳票、諸帳簿、証拠書類等を審査いたしました。</p> <p>その結果、経理は適正に行われており、会計決算は適正であると認めましたので報告いたします。</p> <p>貯金通帳にもすべて記載されておりまして、証拠書類その他照合いたしましたして、すべて厳格に管理されていると認めました。</p> <p>以上です。</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま御説明をいたしました平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会会計決算については、何か御質疑はございませんでしょうか。</p>
<p>井 上 会 長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございます。</p> <p>それでは、平成14年度伊方町・瀬戸町合併協議会事業報告及び会計決算につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p>

井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございました。異議なしということでございますので、原案のとおり承認することと決めます。</p> <p>続いて、その他の 第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。その他、2番目の第3回伊方町・瀬戸町合併協議会の日程についてでございます。</p> <p>第3回の合併協議会の日程につきましては、伊方町役場で3月17日月曜日午後2時からということをお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
井上会長	<p>次回の協議会日程は3月17日月曜日、伊方町役場で午後2時ということによろしくございましょうか。</p>
井上会長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、そのように決することといたしましたので、委員の皆様方におかれましては出席方をよろしくお願いいたします。</p> <p>多分まだ締め切っていないと思うんですけど、今アンケートの調査をしております。その状況をちょっと事務局から報告をさせます。</p>
計画班長	<p>失礼します。アンケート、意識調査の関係になります。全世帯の方に配布をいたしまして、今アンケートの回収作業を行っております。今現在のところ、1,400程度来ております。回収率に言いましたら37%の状況になっております。</p> <p>締め切りの方は本日の締め切りにしておりますけれども、若干の延長というようなことで、郵送の方でまだ受け付けをしていく予定です。</p>
井上会長	<p>今、事務局から御報告をいたしましたように、若干回収率が低いようでございますので、皆様方の方も機会があれば声をかけていただいて、一人でも多くの方が関心を持っていただけますよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>もう一件、インターネットのホームページの関係を事務局の方から説明をいたさせます。</p>
総務班長	<p>失礼いたします。協議会の情報提供ということで、14年度法</p>

	<p>定合併協議会の予算の方でつけていただきまして、1月28日に合併協議会の情報提供ということでホームページを開設をさせていただきます。</p> <p>なお、アドレス、住所でございますが、皆さんに開催通知いたしました封筒の方に明記をさせていただいておりますので、またごらんいただきまして、見ていただければと思います。</p> <p>なお、机の上にファイルを皆さんのところに置かせていただきました。この分につきましては、小委員会の資料等のファイルをしていただくために御使用いただければと思いますので、よろしくお願ひしたらと思います。</p>
井上会長	<p>今、事務局からその他のところで御報告がありました。</p> <p>皆さんの方からは、特にその他のところで御意見はございませんか。</p>
久世委員	<p>この小委員会の日程なんか、いつごろというのは決めていただくわけにいかんのですか。</p>
井上会長	<p>本日の提案しておる協議事項はそれぞれ終わりましたので、終了後、それぞれの小委員会別に後の小委員会の開催日程等について事務局は調整しながら、あるいは委員長さん方を中心に協議していただくというようなことをしていただきたいと思いますので、後で時間をいただきたいと思います。</p> <p>特にないようでございますたら、本日の予定をいたしておりました協議案件はすべて終了したわけでございます。</p> <p>さきの協議事項で、それぞれ4つの小委員会に分けて協議事項が付託され、審議をしていただくことになりました。今までの付託事項と比べまして、多分もう枠の中がいっぱいぐらいになっておるんじゃないかと思ひますけれども、ひとつ精力的な御協議をいただいて、いっぱいの枠を少しずつ片づけていくということも精力的にお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上をもちまして本日の議事を終了いたしたいと思ひます。ありがとうございます。</p>
協議会事務局長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、中元副会長のごあいさつをお願ひいたします。</p>
中元副会長	<p>一言ごあいさつ申し上げます。</p>

	<p>今日は7つの案件、それぞれの所管の小委員会に付託し、検討していただくことに御同意をいただきました。本当にありがとうございます。これらの案件は、合併をする上には避けて通れない、処理をしなければ、両町の合意を取りつけないければ、合併することができない、そのような重要案件でございますので、小委員会におかれましては精力的に御討議をしていただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>なお、この前のこの協議会で藤村委員からお話ございました三崎町の動向でございますが、23日に住民投票が行われるようでございます。したがって、この住民投票を重く受けとめるという三崎町長の御意見のようでございますから、三崎町の動向も近々決まるであろうと思います。1市2町に決まれば我々関係ないわけでございますけれども、3町ということになりますと、また改めてこの問題にも取り組まなければならないという、そのようなこととなりますので、注意深く現在のところ見守っているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、これは今のところ、だれも推しはかることができないと思いますが、どのようなことになろうとも、我々は先ほどの井上会長のお話のように柔軟な発想のもとに対応をしなければならないであろうと思います。委員の皆さん方におかれましても、その点、前もって御留意をしていただく必要があるのではないかなと思うようなところでございます。今後とも両町で、あるいは三崎町も参加するかもわかりませんが、この我々の町村合併の問題に対しまして真摯に方向を誤らないような、そういう御熱意でもって御検討いただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。御苦勞でございました。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の会議の全日程を終了いたします。</p> <p>一同御起立をお願いいたします。礼。</p> <p>どうも御苦勞でございました。</p>
協議会事務局長	
井上会長	

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊方町・瀬戸町合併協議会会長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員